

常任理事会の運用について

(案)

大阪市商店会総連盟の常任理事は「大阪市商店会総連盟規約 第9条第2項」で「各区商店会連盟会長および市商連女性部長・市商連青年部長とする。」となっており、「常任理事は本総連盟の運営事業の実施につき協議決定執行の任に当たる。」と規定されています。

協議執行決定の場が常任理事会でありますので、本来、常任理事会への参加は、常任理事の参加しか認められておりません。しかしながら、常任理事会での情報などについて会員様に周知することが重要であることを踏まえ、会議日程に都合がつかない常任理事については代理出席を認めてまいりました。

今回ご相談する案件は、組織の世代交代を見据え、次の後継者に経験を積んでいただくため、後継予定者の方にオブザーバーとして会議に参加していただき、会議の雰囲気や協議・決定・執行の仕組みを学んでいただきたいと考えております。つきましては、常任理事会の運用についてご協議をお願いいたします。

記

1. 後継予定者にオブザーバーとして常任理事会への参加を認めます。
ただし、オブザーバー参加者には発言権はありません。
また、見学での参加はご遠慮願います。
2. 区の代表者として参加している常任理事および代理出席者につきましては、これまで通りの運用といたします。

【参考】 大阪市商店会総連盟規約

第1章 総 則

第1条 本連盟は大阪市一円の商店街の繁栄と商業者の地位向上に必要な事業を推進するとともに大阪市各区商店会連盟と密接な連絡を図り会員相互の商権擁護、商業道義の昂揚を期し、団結を強化し、商業の振興発展を期するを目的とする。

第2条 本連盟は大阪市商店会総連盟と称する。

第3条 本連盟は事務所を大阪産業創造館内に置く。

第4条 本総連盟の会員は大阪市内各区商店会連盟とする。

第5条 本総連盟は第1条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 商店会および商業者のための諸法令の制定、改正その他必要な事項につき国会行政庁その他公共団体に対し具申もしくは建議、陳情、請願に関する事項
2. 各区商店会連盟の行う行事の協賛
3. 会員に対する啓蒙指導に関する事項
4. 国又は行政庁その他公共団体の行う事業の協賛、協力

5. 金融、税務に関する調査研究、懇談会等
6. 商業の振興育成に必要な講習会、講演会、座談会、視察見学、調査研究等
7. 商店街並びにその会員等の販売促進の高揚を図る共同宣伝に関する事項
8. 関係法規、通達事項等の周知徹底に関する事項
9. 雇用対策、福利厚生対策に関する事項
10. その他必要とする事項

第6条 本総連盟の加入、脱退は常任理事会の議を経て行う。
但し会員が脱退したときは本総連盟に対し何等の請求をなすことができない。

第2章 役員

第7条 本総連盟の役員および役員の定数は次のとおりとし、役員の任期は2ヶ年とする。但し、再任を妨げない。

欠員により選任された役員の任期は前任者の残任期間とする。

1. 理事長 1名
2. 副理事長 若干名
3. 会計理事 2名
4. 会計監事 2名
5. 常任理事 27名
理事長・副理事長・会計理事・会計監事および大阪市商店会総連盟女性部長・市商連青年部長を含む。
6. 理事 規約第9条の3により選出
なお、理事長が必要と認めた場合は、上記常任理事の中から若干名の常任相談役を置くことができる。

第8条

1. 理事長は本総連盟を代表し事務を統括する。
2. 副理事長は理事長を補佐し、理事長事故あるときはその職務を代理し、理事長欠員のときはその職務を執行する。
3. 会計理事は会計を掌理する。
4. 会計監事は会計を監査する。
5. 常任理事は本総連盟の運営事業の実施につき協議決定執行の任に当たる。
6. 理事は、定時総会に出席して附議された事項につき審議する。

第9条

1. 理事長、副理事長、会計理事、会計監事は常任理事の互選により選出する。
2. 常任理事は各区商店会連盟会長及び市商連女性部長・市商連青年部長とする。
3. 理事は、各区連盟の基数を3名とし、会員数300名を増すごとに1名を増すことができる。

第10条

1. 本総連盟に常任理事会の承認を得て名誉会長、名誉顧問、顧問、相談役、参与、幹事を置くことができる。
2. 名誉会長には大阪市長を、名誉顧問には大阪市助役を推薦する。

第3章 会議

第11条 会議を分けて次のとおりとする。

1. 総会
2. 常任理事会
3. 幹部役員会

第12条 総会は定時総会と臨時総会とし、第9条第3項の規定により選出された理事をもって構成する。

但し理事がやむをえず出席できない場合は、当該理事が委託する代理者をもって出席させることができる。

定時総会は毎年1回事業年度終了後2ヵ月以内に開催する。

臨時総会は役員数の3分の1以上が会議の目的を示して請求したとき、または、理事長が必要と認めたとき開催する。

第 13 条 常任理事会および幹部役員会は必要の都度、開催する。

第 14 条 会議は理事長が招集し議長となる。

第 15 条 総会は次の事項につき審議する。
1. 規定改正に関する事項
2. 前期事業報告および決算報告
3. 今期事業計画および収支予算
4. その他必要な事項

第 16 条 常任理事会は次の事項につき審議する。
1. 総会に附議する事項
2. 会の運営並びに事業の計画実施に関する事項
3. 総会の議決により委任された事項
4. 第 5 条に示された事業の執行に関する事項
5. その他必要な事項

第 17 条 幹部役員会は次の事項につき審議する。
1. 常任理事会に附議する事項
2. その他必要な事項

第 18 条 会議の議決は出席者の過半数をもって決める。
賛否同数の場合は議長が決める。

第 4 章 女性部・青年部

第 19 条 本総連盟に女性部、青年部を置くことができる。
女性部、青年部の規約は別途定めるものとする。

第 5 章 事務局

第 20 条 本総連盟の日常業務を処理するため事務局をおく。

第 21 条 事務局に次の職員をおく。
1. 事務局長 1 名
2. 事務局次長 1 名
3. 事務局員 若干名
事務局長は理事長の命を受け事務局を統括し、事務局次長、事務局員は事務局長の命を受けて事務を処理する。

第 6 章 会 計

第 22 条 本総連盟の経費は会費及び助成金その他の収入をもってあてる。
会費の額および徴収の方法等については常任理事会の議を経て総会で定める。
前項の施行について必要な細則を別に定め、補足することができる。

第 23 条 本総連盟の事業年度および会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日をもって終わる。

第 7 章 雑 則

第 24 条 この規約の実施につき必要な事項は細則を制定して補足することができる。

第 25 条 本総連盟は総会の議決によって解散することができる。

第 26 条 本総連盟が解散したときは、理事長、副理事長、会計理事、会計監事、事務局長が清算人となる。

第 27 条 この規約は平成 27 年 5 月 27 日に改正し、同日から適用する。

市商連 各専門委員会の開催について

2025年度総会にむけて下記の日程にて各委員会を開催し、担当事業についての経過や決算などのご報告をさせていただきたいと思っております。

各委員会の委員の皆さまには、議案承認後、開催通知を送付いたします。

これまでにご報告いただいております「各専門委員会委員」について変更がありましたら、事務局までご報告ください。

※各専門委員会委員名簿（別紙1）

※各専門委員会委員報告書（別紙2）

記

【総務委員会】

1. 日時 2025年3月21日(金) 14:00～
2. 場所 大阪産業創造館 12階 会議室
3. 議題 (1) 2024年度事業報告について
(2) 2025年度事業計画について
(3) 定時総会・懇親会について
(4) 2026年市商連新年懇親会について

【活性化委員会】

1. 日時 2025年3月28日(金) 14:00～
2. 場所 大阪産業創造館 12階 会議室
3. 議題 (1) 2024年度事業報告について
(2) 2025年度事業計画について
※大阪商店街にぎわいキャンペーンについて

【事業委員会】

1. 日時 2025年4月7日(月) 15:00～
2. 場所 大阪産業創造館 12階 会議室
3. 議題 (1) 2024年度事業報告について
(2) 2025年度事業計画について
※第17回大阪市あきないグランプリについて

【幹部役員会(財務委員会)】

1. 日時 2025年4月11日(金) 14:00～
2. 場所 大阪産業創造館 12階 会議室
3. 議題 (1) 各委員会報告について
(2) 2024年度決算報告について
(3) 2025年度予算について
(4) 定時総会・懇親会の次第および任務分担について
(5) 2026年市商連新年懇親会について
※幹部役員会終了後、会計監査実施

市商連 各専門委員会 委員名簿

2025年2月1日 現在

	総務委員会		事業委員会		活性化委員会	
担当副理事長	西仲 健治 (北)		村井 康夫 (西成)		松本 賢一 (生野)	
委員長	横田 圭司 (淀川区)		南 幸之助 (平野)		名和 安将 (東住吉)	
担当常任理事	松山 正樹 (東成)		向瀬 幸次 (福島)		住田 竜也 (鶴見)	
〃	野田 政美 (西)		田中 貞夫 (住吉)		木村 次郎 (浪速)	
〃	高木 博 (港)		石原 幸二 (東淀川)		佐野 嘉昭 (天王寺)	
〃	田中 亘 (旭)		森川 和廣 (大正)		太田垣 拓士 (住之江)	
〃	西村 秀春 (城東)		阪本 一恵 (女性部長)		阪本 一恵 (女性部長)	
〃	和田 一義 (阿倍野)		木林 義典 (青年部長)		木林 義典 (青年部長)	
計	8 名		8 名		8 名	

	委 員 (委員 = 基本は区会長以外ですが、兼任も可とします)						幹部役員会
	総務委員会		事業委員会		活性化委員会		
1	北 区	—	三島 保	—	林 茂夫	—	千田 忠司 (理事長)
2	都島区	岡本 享一	三木 圭二	—	吉川 努	—	西仲 健治 (副理事長)
3	福島区	津山 泰裕	北村 浩二	—	船本 トシ子	—	村井 康夫 (副理事長)
4	此花区	荻野 幸三郎	大谷 龍司	—	大原 孝一	—	松本 賢一 (副理事長)
5	中央区	—	菊地 正吾	—	四月朔日 幸平	—	玉置 紘一 (副理事長)
6	西 区	寺本 卓司	渡邊 聡	—	宿坊 登代子	—	松山 正樹 (会計理事)
7	港 区	—	—	—	—	—	大西 勝重 (会計理事)
8	大正区	森川 和廣	川原 清多	—	森川 和廣	—	野田 政美 (会計監事)
9	天王寺区	佐野 嘉昭	小橋 忠	—	西川 達治	—	香川 正行 (会計監事)
10	浪速区	近藤 正孝	近藤 正孝	—	野村 正則	—	9 名
11	西淀川区	砂川 英子	藤井 巖	—	八木 利彦	—	財務委員会
12	淀川区	東仲 一尚	岡野 嘉夫	—	堀口 博信	—	西仲 健治 (副理事長)
13	東淀川区	—	—	—	—	—	松山 正樹 (会計理事)
14	東成区	中西 義夫	笹田 金吾	—	岡本 光右	—	大西 勝重 (会計理事)
15	生野区	小倉 和男	三浦 広之	—	—	—	野田 政美 (会計監事)
16	旭 区	加藤 進	義平 稔	—	尾畑 和彦	—	香川 正行 (会計監事)
17	城東区	山田 博子	塚田 博美	—	豊田 正司	—	5 名
18	鶴見区	—	—	—	水口 広司	—	にぎわい実行委員会
19	阿倍野区	甲斐 愛佳子	岩崎尚二	—	神山 和彦	—	千田 忠司 (委員長)
20	住之江区	太田垣 拓士	磯田 忠良	—	磯田 忠良	—	松本 賢一 (副委員長)
21	住吉区	橋本 頼幸	—	—	市田 卓司	—	経済戦略局部長 (副委員長)
22	東住吉区	花川 義翁	森田 邦章	—	川村 学	—	名和 安将 (委員)
23	平野区	—	柿野 光司	—	片井 康文	—	大西 勝重 (監事)
24	西成区	—	—	—	—	—	経済戦略局課長代理 (監事)
計	19 名		19 名		20 名		6 名

オブザーバー 経済戦略局	—	井尻 久貴	井尻 久貴	—
	—	福重 武士	福重 武士	—
	—	2 名	2 名	—
3委員会	27 名	29 名	30 名	86 名

資料2-別紙2

年 月 日

市商連 各専門委員会委員 報告書

区商連名	
------	--

■市商連各委員会委員を次のとおり選任しましたので報告します。

※開催案内（資料）などお送りいたしますので送付先の記入をお願いします。

委員会名	委員名	区商連役職
1. 総務委員会		
	送付先：	電話：
2. 事業委員会		
	送付先：	電話：
3. 活性化委員会		
	送付先：	電話：

※委員は、基本、常任理事（区会長）以外での選出をお願いしますが、兼任も可とします。

※ただし、ご自身の担当委員会以外での選出をお願いします。

※区商連での役職がない場合は空欄としてください。

■ F A Xにて本書を市商連事務局にご送付ください。

なお、メールでの回答は様式を問いません。

【提出先】大阪市商店会総連盟事務局

〒541-0053 大阪府中央区本町1-4-5 大阪産業創造館12F

F A X : 6268-5169

メール : ocssa@star.ocn.ne.jp

【担当】 森 浦 : 090-8986-5048

大阪市商店会総連盟「女性部・青年部合同事業」

～西成区編～ ★視察見学会★ 参加者募集！

- ・開催日時:令和 7 年 3 月 18 日(火)
- ・開催場所:西成区
- ・申込方法:事務局宛に令和 7 年 2 月 28 日(金)

① 1 部 15:00 地下鉄四つ橋線花園町駅前集合(1番出口スーパー玉出前)

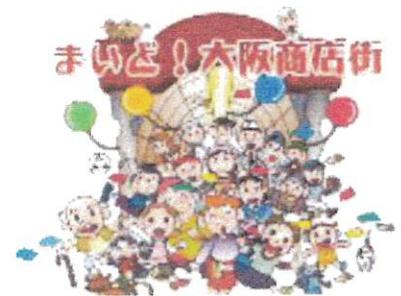
→鶴見橋・萩之茶屋商店街を見学します。現在の西成は訪日外国人や外国人就労者が増加傾向にあり、街もその影響を受け変化しています。

西成区村井会長から西成の一昔から現在の変化、外国人来ることによって商店街や地域の変化等の説明をお話していただき見学します。

② 2 部 17:00 夕食懇親会

→「鯛よし百番」にて建物見学・懇親会

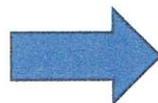
会費:6000 円です。



参加される部に○をお願いします	
1部 (15:00～)	2部 (17:00～)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

区商連名:
氏名:
連絡先:

申し込みは
こちら！



大阪市商店会総連盟事務局
 大阪府中央区本町 1-4-5 大阪産業創造館 12 階
 電話:06-6268-5167 FAX:06-6268-5169
 e-mail:ocssa@star.ocn.ne.jp